

香芝市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第23号

香芝市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条を第24条とする。

第17条中「第5条」を「第8条」に改め、同条を第23条とする

第16条第2項中「第3条の2第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第22条とし、第12条から第15条までを6条ずつ繰り下げる。

第11条中「第5条」を「第8条」に改め、同条を第17条とする。

第10条第2項中「第3条の2第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第16条とし、第9条を第15条とし、第8条を第14条とする。

第7条の4第2項中「部内」を「、部内」に改め、同条を第13条とする。

第7条の3第2号中「第6条第1項第3号又は第4号」を「第39条第1項第3号又は第4号」に改め、同条3号中「第10条第3項」を「第44条第3項」に改め、同条を第12条とし、第7条の2を第11条とする。

第7条ただし書中「替える」を「代える」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第3項中「第3条の2第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の2を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の3を第4条とする。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号イ（ロ）」を「第2条第5号イ（ロ）」に改め、同条を第3条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。